

蕪崎市小規模工事等契約希望者登録要領

平成16年6月4日

訓令乙第23号

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する小規模な工事等(以下「小規模工事等」という。)において、市内の中小・零細事業者に、受注の機会を提供することを目的とする。

(対象となる工事等)

第2条 小規模工事等とは、内容が軽易な修繕工事等で、1件の契約予定金額が30万円を超えないものとする。

(受注できる者)

第3条 小規模工事等を受注できる者は、あらかじめ小規模工事等契約希望者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録された者の中から選定するものとする。

(登録資格)

第4条 登録名簿に登録することができる者は、蕪崎市に主たる事業所又は住所を有する者(適法の範囲内で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。)で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
 - (2) 蕪崎市財務規則(平成19年3月蕪崎市規則第9号)第135条第2項の規定により指名競争入札の参加資格を有した者
 - (3) 希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
 - (4) 市税を滞納している者
- (平19訓令乙15・一部改正)

(登録できる業種数)

第5条 登録名簿に登録を希望する者は、別表の中から希望する3業種まで登録を申請することができるものとする。

(登録の方法)

第6条 登録名簿に登録を希望する者は、小規模工事等契約希望者登録申請書(第1号様式)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 希望する業種を履行するために許可等が必要な場合は、許可等を受けていることを証明する書類又はその写し

- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては代表者の身分証明書
 - (3) 市税の納税証明書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 登録の申請の受付期間は、平成17年2月1日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直後の月曜日。)から2月末日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の金曜日。)までを最初の期間とし、以後4年ごとの同期間とする。ただし、特に市長が認めたときは、この限りでない。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、登録名簿に登録するものとする。
 - 4 登録名簿は、公開(閲覧)するものとする。
(平17訓令乙5・一部改正)

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は4会計年度とし、その都度、申請に基づき登録するものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により登録の申請を受け付けた場合は、当該申請のあった日以後、最初に到来する登録有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録事項の変更)

第8条 登録名簿に登録された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届(第2号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書等に故意に偽りの事実を記載したことが明らかになった場合
- (2) 第4条に規定する要件を備えなくなった場合
- (3) 倒産又は破産した場合
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の関係法令に違反する行為を行うなど、不正又は不誠実な行為があった場合

(登録者の取扱い)

第10条 市は、小規模工事等に該当する契約に係る事業者の選定に際しては、登録名簿に登録された者に対し、積極的に見積り参加機会を与えるよう努めるものとする。

(契約保証金)

第11条 登録名簿に登録された者との契約締結に際しては、規則第106条の規定に基づく、契約保証金の納付は免除する。

(平19訓令乙15・一部改正)

(前払金等)

第12条 小規模工事等については、前払金及び部分払の対象外とする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後、最初に到来する第6条第2項の規定による登録の申請の受付期間については、同項の規定にかかわらず、施行日から平成17年2月末日までとする。
- 3 前項の規定により、施行日から平成16年8月31日までの間に登録の申請を受け付けた場合の登録有効期間は、第7条の規定にかかわらず、同年9月1日から平成21年3月31日までとする。
- 4 附則第2項の規定により、平成16年9月1日から平成17年2月末日までの間に登録の申請を受け付けた場合の登録有効期間は、第7条の規定にかかわらず、当該申請を受け付けた日から平成21年3月31日までとする。